

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成25年6月17日京都市条例第11号）（行
財政局税務部税制課）

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が公布されたこと等に伴い、
次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

(1) 住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講じることとします。（附則
第5条の3関係）

ア 適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長します。

イ 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12
月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用
の額に含まれる消費税額等が新消費税法第29条に規定する税率により課される
べき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合
計額相当額である場合、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所
得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額（当該金額
が81,900円を超える場合には、81,900円）とします。

(2) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供する
ことができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限ります。）が当
該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該
家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産
を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることと
します。（附則第24条の2関係）

(3) 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講じること
とします。

ア 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税

(ア) 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利
子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100
分の3の税率による分離課税とします。（附則第17条の5の2関係）

(イ) 平成28年1月1日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡
所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、10
0分の3の税率による分離課税とします。（附則第19条の2の2関係）

イ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

(ア) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とします。（附則第17条の5の2関係）

(イ) 平成29年度以後の各年度分の個人の市民税について、前年前3年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除きます。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とします。（附則第17条の5の2，附則第19条の2の2関係）

ウ 特定口座での取扱い

源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して100分の5の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算します。（附則第19条の2の5関係）

エ 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税

平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含みます。以下同じ。）については、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とします。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とします。（附則第19条の2関係）

オ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度としたうえで、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとします。（附則第19条の2，附則第19条の2の2関係）

カ 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充

(ア) 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とします。(附則第19条の2の3関係)

(イ) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とします。(附則第19条の2の3関係)

(ウ) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、本特例により控除することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できることとします。(附則第19条の3関係)

(4) 平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、以下の措置を講じることとします。

ア 特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の市民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とすることとします。(第32条の8の8関係)

イ 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に本市の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとします。(第32条の8の9関係)

2 延滞金の割合等についての見直し

延滞金の割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、年1

4．6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7．3パーセントを加算した割合とし、年7．3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年7．3パーセントを超える場合には、年7．3パーセントの割合）とします。また、徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除します。（附則第3条の9関係）

3 処分の理由の提示について

京都市市税条例又は同条例に基づく規則の規定による不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、京都市行政手続条例の規定に基づき理由を示さなければならないこととします。（第12条関係）

4 所得割の納税義務がない者に係る税額の減免について

所得割の納税義務がない者に対しては市民税の税額の全部を免除しているところ、その所得割の額を算定するに当たっては、府民税の配当割又は株式譲渡所得割を課されている者に対して行われる当該配当割又は株式譲渡所得割に係る税額控除がないものとして算定すること等を明らかにするための規定の整備を行います。（第35条関係）

5 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記1(1)の改正は平成27年1月1日から、上記1(2)及び2の改正は平成26年1月1日から、上記1(3)の改正は平成29年1月1日から、上記1(4)の改正は平成28年10月1日から、上記3及び4の改正は公布の日から施行することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年6月17日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 11 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「この条例又は」を「京都市行政手続条例第3条に定めるもののほか、この条例又は」に改め、「第2章」の右に「(第9条を除く。)」を、「第3章」の右に「(第15条を除く。)」を加える。

第32条の8の2第1項中「を当該年度の」の右に「初日の属する年の」を加える。

第32条の8の5第1項中「当該特別徴収対象年金所得者に係る」の右に「年金所得に係る特別徴収税額及び」を加える。

第32条の8の8第1項中「当該特別徴収年金所得者」を「当該特別徴収対象年金所得者」に、「当該年度の前年度において第32条の8の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条の3第1項の規定により特別徴収の方法により徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)」に改める。

第32条の8の9第1項及び第2項本文中「前条第3項」を「第32条の8の8第3項」に改め、同条を第32条の8の10とする。

第32条の8の8の次に次の1条を加える。

(特別徴収対象年金所得者が本市の区域外に転出した場合の取扱い)

第32条の8の9 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において本市の区域内に住所を有しない場合には、第32条の8の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第31条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

3 市長は、当該年度の初日の属する年の末日までに前条第3項において読み替えて準用する第32条の8の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知を行った場合において、当該特別徴収対象年金所得者が当該年の翌年の1月1日において本市の区域内に住所を有しないときは、前条第1項の規定による当該特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の翌年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の特別徴収の方法による徴収を行わない旨を当該特別徴収対象年金所得者又は当該年金保険者に通知するものとする。

第35条第2項第3号中「者」の右に「(第27条の6第6項の規定の適用がないものとした場合には所得割の納税義務がある者を除く。)」を加える。

附則第3条の9中「、第10条第1項前段」及び「第2項前段並びに」を削り、「延滞金の」の右に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「いう」の右に「。以下この条において同じ」を加え、「年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第10条第1項前段及び第2項前段に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第5条の3第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改め、同条第3項中「及び第6項」の右に「並びに第35条第2項第3号」を加え、「同条第5項」を「第27条の6第5項」に改め、「並びに附則第5条の3第1項」との右に「、同号中「第27条の6第6項」とあるのは「第27条の6第6項又は附則第5条の3第1項」と」を加える。

附則第17条の5の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項前段中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第27条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第27条第1項」に、「前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得」を「法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に改め、同条第2項中「所得割」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、所得割」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第2号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第17条の6第3項後段及び第18条第2項後段中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第18条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第19条第2項後段中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「附則第35条の2第6項前段に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項前段に規定する一般株式等」に、「当該株式等」を「当該一般株式等」に改め、「（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を削り、「対し、法附

則第35条の2第6項前段」を「対し，同項前段」に改め，同条第2項後段中「配当所得」を「配当所得等」に，「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め，同条第3項及び第4項を削る。

附則第19条の2の4中「当該源泉徴収選択口座内配当等に係る」の右に「利子所得の金額及び」を加え，「の配当等に係る」を「の利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）及び配当等（同法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る利子所得の金額及び」に改め，同条を附則第19条の2の5とする。

附則第19条の2の3中「同条第4項に」を「同項に」に，「株式等に」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に」に改め，同条を附則第19条の2の4とする。

附則第19条の2の2第1項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に，「特定管理株式（」を「特定管理株式等（」に，「特定管理株式」を「特定管理株式等」に，「又は同項」を「，同項」に，「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に，「同項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に，「ことは当該特定管理株式又は特定保有株式」を「ことは当該特定管理株式等，特定保有株式又は特定口座内公社債」に，「附則第35条の2の2第5項」を「附則第35条の2の3第5項」に，「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等」に改め，同条第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に，「特定管理株式」を「特定管理株式等」に，「附則第35条の2の2第6項」を「附則第35条の2の3第6項」に改め，「より，」の右に「附則第19条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は」を加え，「株式等に」を「上場株式等に」に改め，同条第3項中「附則第35条の2の2第7項」を「附則第35条の2の3第7項」に改め，同条を附則第19条の2の3とする。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条の2の2 当分の間，所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の2第5項前段に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には，当該上場株式等に係る譲渡所得等については，第27条第1項及び第27条の3の規定にかかわらず，他

の所得と区分し、法附則第35条の2の2第5項前段に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に対し、法附則第35条の2の2第5項前段に規定するところにより、市民税の所得割を課する。

2 附則第17条の5の2第3項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「附則第17条の5の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「附則第19条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

3 第28条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について第28条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定により同条第1項に規定する申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項に規定する」とあるのは「3月15日までに、同条第15項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した」と読み替えるものとする。

4 法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合における第28条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第19条の2の2第3項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第19条の2の2第3項において準用する前条第4項」とする。

附則第19条の3第1項中「附則第35条の3第9項」を「附則第35条の3第11項」に改め、同条第2項中「第37条の13の2第7項」を「第37条の13の2第10項」に、「第37条の12の2第11項」を「第37条の12の2第9項」に改め、同条第5項中「第3項」を「第4項」に、「第37条の13の2第7項」を「第37条の13の2第10項」に、「第37条の12の2第11項」を「第37条の12の2第9項」に、「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項後段中「附則第19条の3第3項」を「附則第19条の3第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項」に改め、「金額(」の右に「前項又は」を加え、「(第4項」を「(第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(前項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の2第1項に規定する確定申告書を含む。)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、法附則第35条の3第13項に規定するところにより、当該納税義務者の附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

附則第19条の3の2第1項中「の株式等」を「の上場株式等(同法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいう。)」に改め、同条第2項中「の上場株式等」を「の株式等(同法第37条の10第2項に規定する株式等をいう。)」に改める。

附則第19条の4第2項後段中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第23条第3項中「附則第41条第6項」を「附則第41条第5項」に改め、同条第6項中「附則第41条第11項各号又は第15項各号」を「附則第41条第10項各号又は第14項各号」に改める。

附則第24条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項中「滅失をいう」の右に「。以下この条において同じ」を加え、「土地又は当該土地の上に存する権利」を「土地等（同項に規定する土地等をいう。）」に改め、「第37条の9の5まで」を「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」に、「第37条の9の5まで（」を「第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が」に改め、同条第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第5項に規定する政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第18条の2又は第18条の3の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条の改正規定、第32条の8の8第1項の改正規定（「当該特別徴収年金所得者」を「当該特別徴収対象年金所得者」に改める部分に限る。）、第35条及び附

則第5条の3第3項の改正規定並びに附則第19条の2の3の改正規定（「同条第4項に」を「同項に」に改める部分に限る。）並びに次条及び附則第4条の規定 この条例の公布の日

- (2) 附則第3条の9，第18条の2及び第24条の2の改正規定並びに次条及び附則第3条第2項の規定 平成26年1月1日
- (3) 附則第5条の3第1項及び第19条の3の2第2項の改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成27年1月1日
- (4) 附則第23条の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第32条の8の2及び第32条の8の5の改正規定，第32条の8の8第1項の改正規定（「当該特別徴収年金所得者」を「当該特別徴収対象年金所得者」に改める部分を除く。），第32条の8の9の改正規定，同条を第32条の8の10とする改正規定，第32条の8の8の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成28年10月1日
- (6) 附則第17条の5の2，第17条の6，第18条，第19条，第19条の2及び第19条の2の4の改正規定，同条を附則第19条の2の5とする改正規定，附則第19条の2の3の改正規定（「同条第4項に」を「同項に」に改める部分を除く。），同条を附則第19条の2の4とする改正規定，附則第19条の2の2の改正規定，同条を附則第19条の2の3とする改正規定，附則第19条の2の次に1条を加える改正規定，附則第19条の3，附則第19条の3の2第1項及び附則第19条の4の改正規定並びに附則第3条第4項，第5条及び第6条の規定 平成29年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3条の9の規定は，延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

（市民税に関する規定の適用区分）

第3条 改正後の条例附則第19条の3の2第2項の規定は，平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 改正後の条例附則第24条の2第2項の規定は，市民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同条に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例第32条の8の8第1

項及び第32条の8の9の規定は、平成28年10月1日以後の同条例第28条第1項第1号に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の京都市市税条例第28条第1項第1号に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

4 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度分の個人の市民税から適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(関係条例の一部改正)

第5条 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成20年4月30日京都市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項後段中「平成20年4月29日」との右に「、「附則第19条の2第1項」とあるのは「京都市市税条例の一部を改正する条例(平成25年6月17日京都市条例第11号)による改正後の京都市市税条例(以下この項において「改正後の条例」という。)附則第19条の2第1項又は第19条の2の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「改正後の条例附則第19条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)又は改正後の条例附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。

(関係条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 前条の規定による改正後の京都市市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の条例附則第19条の3第6項の規定は、平成29年度分の個人の市民税から適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)